

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……一
- ……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……二
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……五
- ……(同)……五
- 告示(公)
- 教習指導員審査の実施……六
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し……七
- 告示
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……八
- ……(生活文化局都民生活部管理法人課)……八
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……九
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……(環境局総務部環境政策課)……九
- 東京都公害防止管理者講習の実施……

## 告示

- ……(環境局環境改善部計画課)……二
- 土地収用法施行令に基づく公示送達……二
- ……(東京都収用委員会)……二
- 都市計画事業の事業計画の変更……(下水道局)……二

### ●東京都告示第八十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年五月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十九年五月十六日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

### 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社システムブレイン

(二) 代表者氏名 代表取締役 笹原 弘之

(三) 主たる事務所の所在地 港区新橋五丁目五番七号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八四二五六号

(五) 免許年月日 平成二十七年三月十八日

(一) 日時 平成二十九年五月十六日 午後四時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

### 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ブライトハウス

(一) 商号 株式会社ブライトハウス

- (二) 代表者氏名 代表取締役 光澤 五十六
- (三) 主たる事務所の所在地 港区六本木七丁目十二番十九号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九九八五号
- (五) 免許年月日 平成二十五年十二月五日

一 日時 平成二十九年五月十七日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

### 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社テイクナイン

(二) 代表者氏名 代表取締役 竹内 史英

(三) 主たる事務所の所在地 練馬区関町北一丁目十五番十五号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五〇八一号

(五) 免許年月日 平成二十五年二月十五日

一 日時 平成二十九年五月十七日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

### 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社エムトップハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 村田 次雄

(三) 主たる事務所の所在地 板橋区常盤台四丁目三十七番十一号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九〇八〇号

(五) 免許年月日 平成二十五年四月十八日

(一) 商号 株式会社エムトップハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 村田 次雄

(三) 主たる事務所の所在地 板橋区常盤台四丁目三十七番十一号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九〇八〇号

(五) 免許年月日 平成二十五年四月十八日

### ●東京都告示第八十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九條第一項の規定に基づき瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同條第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成八年六月十一日から平成三十一年三月三十一日まで

で

三 施行地区

瑞穂町大字殿ヶ谷字土手向、字土手内、字春名塚、字榎向中原、字榎内川添の各一部、同町大字石畑字旭岳、字武蔵野、字砂前の各一部及び同大字武蔵の一部並びに武蔵村山市中原三丁目の一部

四 事務所の所在地

西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷六百九十六番地五

五 設立認可の年月日

平成八年六月十一日

六 変更の内容

事業施行期間を平成三十七年三月三十一日まで延長する。

七 変更認可の年月日

平成二十九年五月二日

●東京都告示第八百十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同條第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

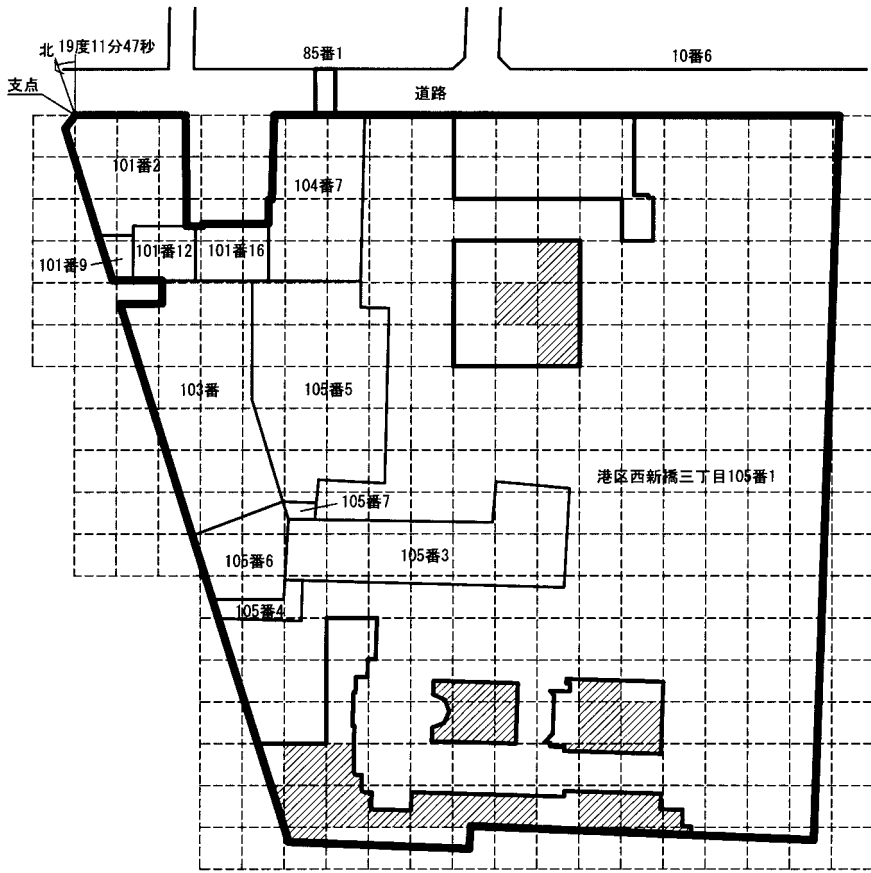
平成二十九年五月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区西新橋三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】  
 - - - : 単位区画  
 ——— : 筆境界  
 ——— : 調査対象範囲  
 ——— : 敷地境界  
 ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】  
 支点は、港区西新橋三丁目101番2の最北端とする。

【格子の回転角度(19度11分47秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転した角度を示す。

●東京都告示第八百二十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

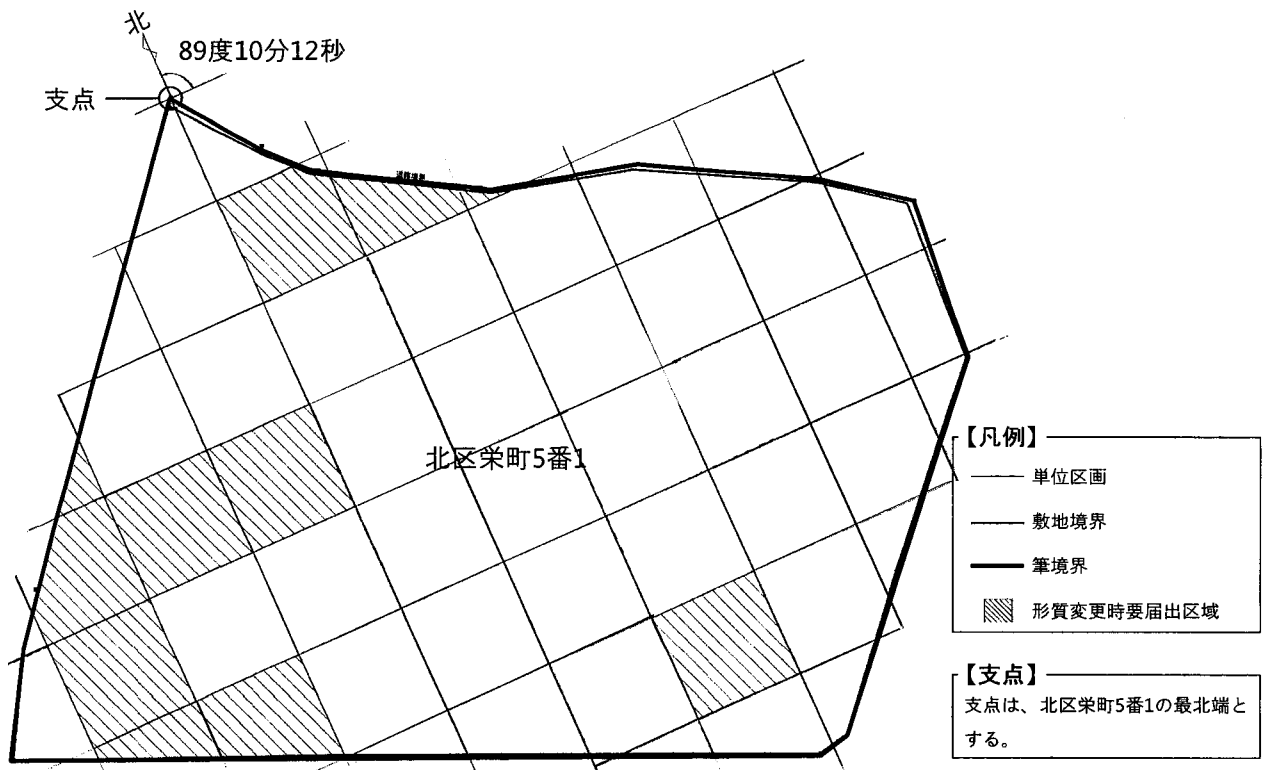
平成二十九年五月二日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区栄町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【格子の回転角度 = 89度10分12秒】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

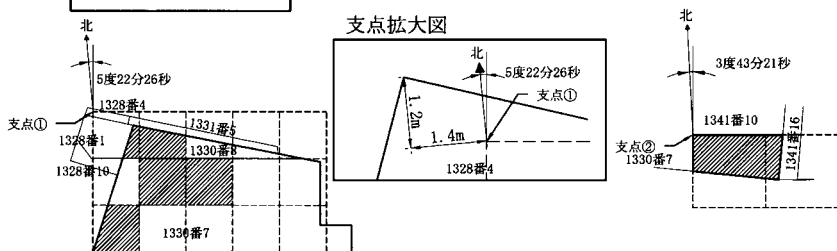
平成二十九年五月二日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区梅田四丁目及び同区関原一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別図

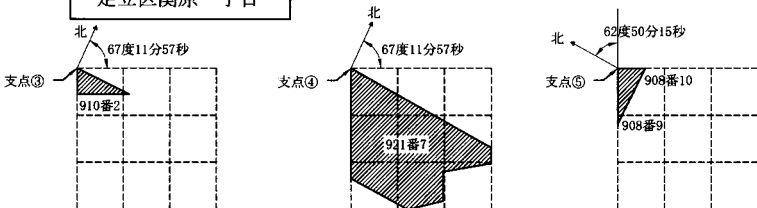
足立区梅田四丁目



【凡例】

- 単位区画
- 筆境
- 調査対象地
- ▨ 形状変更所要届出区域

足立区関原一丁目



【支点】

支点①は、足立区梅田四丁目1328番4の最北端から南に1.2m、東に1.4m移動した点とする。  
 支点②は、足立区梅田四丁目1341番10の最北端とする。  
 支点③は、足立区関原一丁目910番2の最北端とする。  
 支点④は、足立区関原一丁目921番7の最北端とする。  
 支点⑤は、足立区関原一丁目908番10の最北端とする。  
 支点⑥は、足立区関原一丁目853番5の最北端とする。  
 支点⑦は、足立区関原一丁目844番14の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

支点①	5度22分26秒
支点②	3度43分21秒
支点③	67度11分57秒
支点④	67度11分57秒
支点⑤	62度50分15秒
支点⑥	63度12分00秒
支点⑦	4度36分02秒

●東京都告示第八百二十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第八百三十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区東砂二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第165号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月2日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

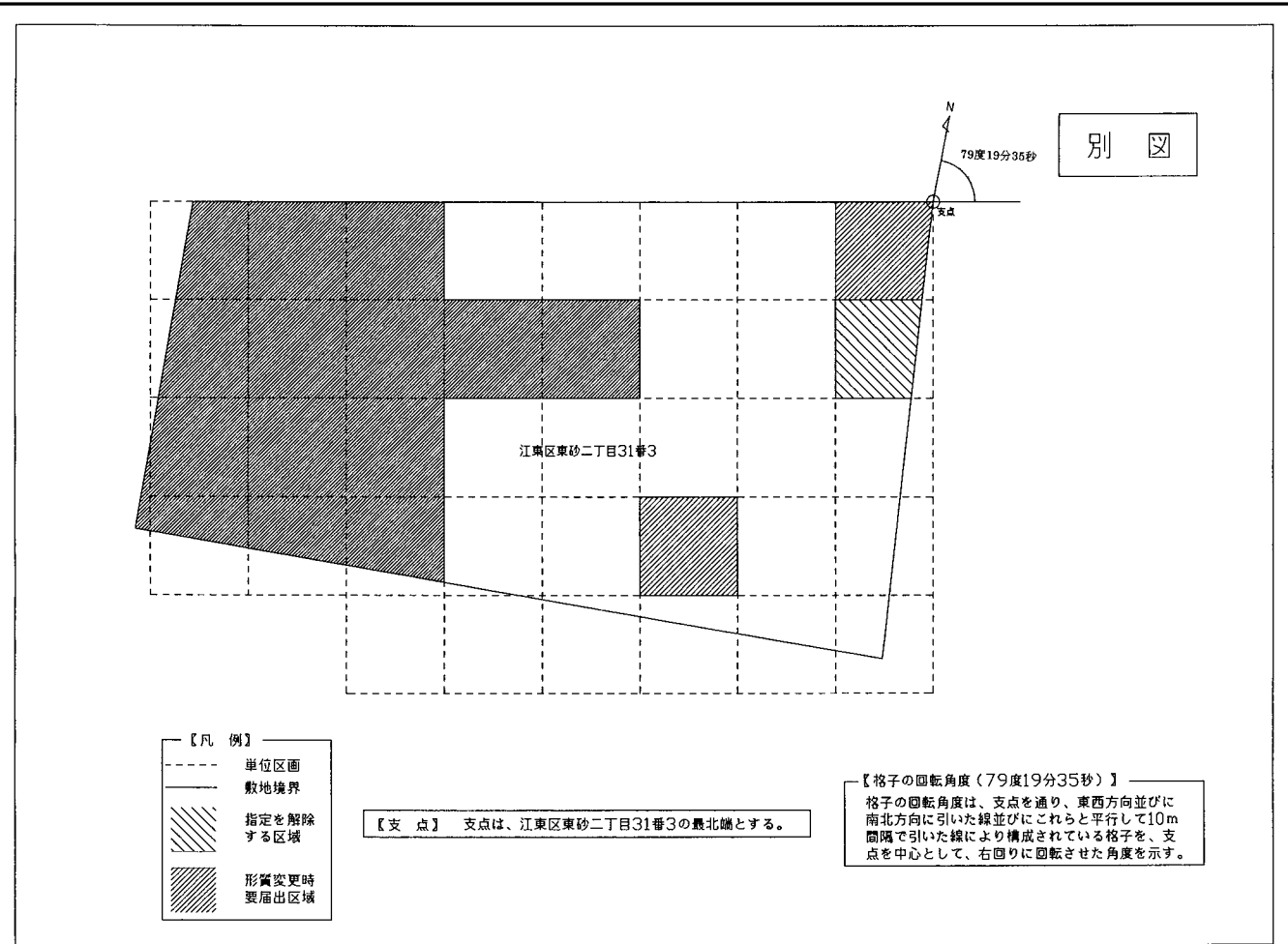
- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 準中型自動車免許教習指導員審査
- (4) 普通自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (8) 牽引<sup>引</sup>免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能  
ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能



<p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成29年6月5日（月曜日）から同月16日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p>	<p>(2) 受付日時 平成29年5月18日（木曜日）及び同月19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成29年5月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,600円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>(2) 服装 自動車運転に支障のない服装</p>	<p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (6717) 3137 内線6513</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第166号</p> <p>次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に該当するに至ったので、平成29年3月17日風俗営業の許可を取り消した。</p> <p>おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。</p> <p>平成29年5月2日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名 国分寺市南町三丁目18番8号 第一中央ビル2階 「パゾめあり」 めあり株式会社</p> <p>2 処分事由 正当な事由がなく6月以上休業</p> <p>3 その他</p> <p>(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して審査請求をすることができず（なお、この処分があ</p>
---	---	---

ったことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2) この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当該審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。））。

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり

公告する。

平成二十九年五月二日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十九年三月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人名古屋交流分析協会

三 代表者の氏名

稲垣 行一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山二丁目四番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、通常の社会生活の中での円滑な人間関係を築くための方法論として、交流分析の理論をさらに深めることにより、好ましい家族関係の確立、組織内チームワークの確立、顧客満足を実現するコミュニケーションサービスの徹底、人間尊重の理念に基づいての経営管理、自治体役員、学校教職員などのリーダーシップ向上、青少年の健康教育など、人間関係円滑化の問題解決に貢献することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十九年三月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エンパワメント

三 代表者の氏名

米川 和雄

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町三丁目二十一番地 ちよだプラットフォーラムスクエア二二七

五 定款に記載された目的

この法人は、健康の保持増進、社会的能力の開発および啓発を求めるとして、保健・医療・福祉・教育・企業・社会において必要な技術・サービス・情報の提供をする事業を行い、個々の人々が主体性を持ち、自ららしさを活かして自立した生活を送れるような社会の構築に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十九年三月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人JKSK女性の活力を社会の活力に

三 代表者の氏名

木全 ミツ

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区中目黒三丁目十二番五号

五 定款に記載された目的

千八百八十六年（明治十九年）に、近代国家建設のためには、日本女性の国際化・社会参加が必要であり女性の教育が重要であるという認識のもとに、時のリーダー達百七十九名が、自ら身銭を切つて設立した女子教育奨励会の趣旨を生かし、また、第二次世界大戦後高等教育を受けてきた女性達の活力（能力）が社会のために活用されてこなかった歴史に終止符を打ち、「女性の活力を社会の活力に」を旗印に、二十一世紀における日本の社



会の全ての分野で能力ある女性達が、意思決定・政策決定の場に参画し活躍する健全な社会の実現に寄与することを目的とする。

また、JKSKは、女性の活力を社会の活力の源泉とし、男女の割合が五十%ずつ参画し、それぞれの能力を發揮し、日本を「経済至上から社会・環境・経済調和型へ」、「均質性から多様性へ」、「競争から共生へ」等の価値観を重視するサステナブル(持続可能)な社会へと転換することを目指している。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会

三 代表者の氏名

上田 裕一

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷二丁目二十六番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、心臓血管外科の学術研究に関する事業を行い、わが国における心臓血管外科の進歩普及に貢献し、学術文化及び医療の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が

あったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年五月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本政策創造基盤

三 代表者の氏名

石橋 由基

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区愛住町十三番地十九

五 定款に記載された目的

この法人は、政策研究・立案や政府・地方自治体支援に必要な学術研究及びこれらに必要な社会教育活動、人材育成を行うことを通じて、日本社会の公益増進に寄与することを目的とする。上記の目的のもと、政策研究・立案や政府・地方自治体、地方議員・国会議員を対象として、諸分野における政策の提案及び推進、情報支援、行政効率化を目的とした各種システムの構築及び提供支援を行う。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人インクルネット町田

三 代表者の氏名

市村 善明

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市東玉川学園一丁目二十二番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、心身の健康に関する問題や生活の困難さを抱え働きたくても働けない状況に置かれている人々と共に、働く場や交流の場の創生を図り、誰もが地域のなかで孤立することなく、次へのステップを踏み出す一歩となる環境づくりを地域住民同士の支え合いによる市民活動として実践し、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六條第一項の規定に基づき、豊海地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十九年五月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

平成二十九年六月一日(木曜日)午後二時三十分開始

二 場所

中央区立月島社会教育会館 四階ホール

中央区月島四丁目一番一号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、

次のことを記載した公述申出書を平成二十九年五月十六日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後二時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当  
電話番号〇三(五三八八)三四〇九(直通)

東京都公害防止管理者講習の実施について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十五号)第百六条の規定に基づく平成二十九年東京都公害防止管理者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年五月二日

東京都知事 小池 百合子

一 講習の種類及び講習予定人員

講習の種類 講習予定人員

一種公害防止管理者講習 二百人

二種公害防止管理者講習 三百人

二 講習会場及び講習を実施する期日

(一) 一種公害防止管理者講習第一回

東京都南部労政会館 品川区大崎一丁目十一番一号

平成二十九年八月八日(火曜日)から同月十日(木曜日)まで

(二) 一種公害防止管理者講習第二回

ティアアラこうとう(江東公会堂) 江東区住吉二丁目二十八番三十六号

平成二十九年八月二十三日(水曜日)から同月二十五日(金曜日)まで

(二) 二種公害防止管理者講習第一回

東京都南部労政会館 品川区大崎一丁目十一番一号

平成二十九年七月十九日(水曜日)及び同月二十日(木曜日)

(四) 二種公害防止管理者講習第二回

ティアアラこうとう(江東公会堂) 江東区住吉二丁目二十八番三十六号

平成二十九年七月二十七日(木曜日)及び同月二十八日(金曜日)

三 受講資格

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)別表第十の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める各号のいずれかに該当する者

なお、学歴、年齢、性別、住所地及び勤務先所在地を問わない。

四 受講手数料

講習の種類 手数料

一種公害防止管理者講習 八千二百円

二種公害防止管理者講習 五千七百元

五 受講申込書受付期間及び受付場所

平成二十九年六月十九日(月曜日)から同月二十一日(水曜日)までの午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時十五分から午後四時三十分まで

東京都庁第二本庁舎一階南側 臨時窓口(新宿区西新宿二丁目八番一号)



二  
事業施行期間

昭和二十八年十月十二日から平成  
三十四年三月三十一日まで

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号

郵便番号  
113-0001